

入居資格

町営住宅に入居することができる方は、次の条件を満たしている必要があります。

1. 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
2. 世帯の収入が、会津坂下町営住宅管理条例に定められた収入額以下であること。
3. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
4. 入居しようとする者が暴力団員でないこと。
5. 地方税及び上下水道使用料等を滞納していないこと。
6. 過去に公営住宅に入居していた方については、過去の家賃等を滞納していないこと。
7. 単身で入居しようとする者は上記2～6の条件だけでなく次のいずれかに該当していること。
 - ① 60歳以上の者
 - ② 身体障害者手帳(1～4級)所持者
 - ③ 精神障害者手帳(1～2級)所持者
 - ④ 知的障がい者(精神障がいに相当する程度)
 - ⑤ 戦傷病者手帳(特別項症～第一款症)所持者
 - ⑥ 原子爆弾被爆者(厚生労働大臣の認定を受けた方)
 - ⑦ 生活保護受給者
 - ⑧ 海外から引き揚げて5年を経過していない者
 - ⑨ ハンセン病療養所入所者
 - ⑩ DV 被害者（施設で保護を受けた方で保護が終了してから5年経過していない、または裁判所から命令を受けた方で命令を受けてから5年経過していない者に限る）
8. 上記以外に会津坂下町営住宅管理条例の規定、団地内のルールを守りお互いに協力して円滑な共同生活ができる方、家賃の支払など契約条項を遵守できる方

収入基準について

町営住宅に入居することができる方の収入基準は、世帯における1年間の総所得金額を計算して、そこからあてはまる控除額をすべて差し引いた金額を12で割って判定します。収入基準は下記のとおりです。

対象世帯	収入基準額
一般世帯	158,000円以下
裁量世帯	214,000円以下

収入基準は一般世帯と裁量世帯で基準額が異なります。裁量世帯とは、高齢者世帯や小学校就学前の子どもがいる世帯などです。詳しくは担当課までお問い合わせください。

収入基準の参考例

給与所得者1名の場合（入居世帯の中で収入のある方が1人で給与所得のみ）

区分	収入基準額	入居世帯人数（申込者・扶養親族・同居親族）					
		単身者	2人	3人	4人	5人	6人
一般世帯	158,000 円以下	2,967,999 円以下	3,511,999 円以下	3,995,999 円以下	4,471,999 円以下	4,947,999 円以下	5,423,999 円以下
裁量世帯	214,000 円以下	3,887,999 円以下	4,363,999 円以下	4,835,999 円以下	5,311,999 円以下	5,787,999 円以下	6,263,999 円以下

※控除額は、親族控除のみを計算しています。

収入金額は源泉徴収票の支払金額です。

事業所得の場合（入居世帯の中で収入のある方が1人で事業所得のみ）

区分	収入基準額	入居世帯人数（申込者・扶養親族・同居親族）					
		単身者	2人	3人	4人	5人	6人
一般世帯	158,000 円以下	1,896,011 円以下	2,276,011 円以下	2,656,011 円以下	3,036,011 円以下	3,416,011 円以下	3,796,011 円以下
裁量世帯	214,000 円以下	2,568,011 円以下	2,948,011 円以下	3,328,011 円以下	3,708,011 円以下	4,088,011 円以下	4,468,011 円以下

※控除額は、親族控除のみを計算しています。

収入金額は確定申告書の所得金額です。